

令和4年11月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月30日（水曜日） 議事開始 午前 8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 田上 みゆき

【推進委員】 増田 賢造

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第19号 農地等の合意解約について
- 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第39号 空き家に付属した農地の指定について
- 議案第40号 農用地利用集積計画について
- 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第43号 非農地証明願いについて

事務局長

それではただいまから令和4年11月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長

【あいさつ・・・】

尾山議長

次に委員の出席状況を報告いたします。田上委員と増田委員より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員9名、農地利用最適化推進委員16名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と田中委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第19号及び議案第38号から議案第43号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

尾山議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第19号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、報告第19号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は14件でございます。

2ページをご覧ください。令和4年11月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番は、今後売却するため、解約するものです。

整理番号3番及び4番は、耕作者が高齢化のため解約を申し出たものです。

整理番号6番は、今後売却するため、解約するものです。

整理番号9番及び10番は、耕作者の労力が不足するため、解約するものです。

整理番号12番は、所有者にて耕作するため、解約するものです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転5件、貸借1件、合計6件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

5ページになります。整理番号1番、田1筆、1,334㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、252㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。なお、譲受人は小林市であります。備考欄のとおり小林市での経営面積は、9,383㎡です。

整理番号3番、田1筆、817㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

6ページになります。整理番号4番、畑1筆、1,029㎡の贈与です。

整理番号5番、田2筆、1,419㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、伊地知委員の掘起しです。

続きまして、貸借について説明いたします。7ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆、7, 488㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、谷口委員の掘起しです。

以上、所有権移転5件、貸借1件、計6件です。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第38号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理

議長。

尾山議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

それでは、整理番号1番の土地について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあり、〇〇公民館より西側約500mのところに位置します。申請地周辺は、水田及び山林が広がっており、受人の農地と隣接しています。日照、接道、用排水は何ら問題ありません。作付け状況は、これまでも水稻の作付けされておりました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

受人は、〇〇に住んでおられ、営農状況は、稲作主体で、露地野菜や果樹の栽培もされております。後継者はいません。取得後は、水稻の作付をする予定です。畦畔の管理も良好であり、地域との調和についても何ら問題ないと考えております。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長

次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

整理番号2号の土地について、田上委員の調査報告を代読します。

申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、良い形状でした。農地周辺は、畑であり、日照、接道及び用排水の状況は良好でした。現在は、耕起済みであり、良好に管理されていました。以上、報告いたします。

譲受人は市外のため、事務局から報告します。譲受人は、小林市で農地9,383㎡を所有し、水稻及び甘藷を作付けされています。農機具は、トラクター、コンバイン、軽トラックを所有しており、農作業歴は9年です。また、申請人宅から申請農地への距離は、約1.7km、所要時間は車で28分です。今回申請している農地には、これまでどおり普通畑として利用するもので、周囲へ影響を及ぼすことのないよう農地を管理し、農薬等の使用に関しても地域の防除基準に従うとのことであり、何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方お願いいたします。

尾山議長

次に整理番号3番の土地、申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。

下原委員

議長。

尾山議長

下原委員。

下原委員

整理番号3番の土地と譲受人について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備された長方形の水田です。日照、接道、用排水は問題ありません。

譲受人は、稲作と建設業の兼業農家で、後継者もいます。受人は所有農地の管理もしっかりされており、地域との調和についても、周辺農家と協力して取組まれている事から何ら問題ないと判断しました。

尾山議長

次に、整理番号4番の土地を吉留委員に、申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。

まずは、吉留委員にお願いします。

吉留委員

議長。

尾山議長 吉留委員。

吉留委員 整理番号4番の土地について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。申請農地の周辺は畑で、日照、接道は良好で、何ら問題ありません。以上、報告します。

尾山議長 次に下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号4番の受人の状況について説明いたします。受人は、渡人の姪になり、稲作と看板作成をされている兼業農家です。後継者はいませんが、まだ学生のため、就農するかは未定です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号5番の申請農地、受人について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。周辺一帯は、水田で基盤整備がされております。日照、接道、用排水は、良好です。受人は、稲作主体の専業農家です。後継者もおり、地域との調和についても、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に7ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号1番の申請地について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は完了していますが、団地の隅や宅地

と隣接するため、形状は悪いです。周辺は、水田と宅地が混在しています。日照は、午後3時くらいまでは良好です。接道、用排水は、良好です。受人は、稲作主体の専業農家です。後継者はいません。取得後は、水稲と露地野菜を作付けする予定です。地域との調和については、所有農地の管理は良好であり、周辺農家と協力し用水路等の管理に努められていくとの事なので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第38号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第39号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第39号、空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。今月の指定申出件数は1件です。

次の9ページをご覧ください。申出人の住所・氏名は省略し、内容について概略をご説明致します。整理番号1番、畑1筆、142㎡です。空き家バンクには登録済みで、農地の状況としては、既に指定している空き家に付属する農地と空き家に挟まれており、将来、遊休化するおそれがある状況です。

以上、ご説明いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。

議案39号につきましては、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。

整理番号1番について、伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 申請地は、〇〇自治会内にあります。この農地は、空き家に指定された宅地を通らないと農地に行けませんでした。接道がありません。将来遊休化する恐れがあると判断しました。

尾山議長 委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に付属した農地の指定要件を充たしていると考えます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。

これより議案第39号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第40号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案に入る前に、申請の取下げがありましたので報告します。

19ページの整理番号8番と23ページの整理番号2番の2件について取下げがありました。

それでは議案第40号「農用地利用集積計画について」説明します。今月の計画件数は、所有権移転11件、利用権設定18件、合計29件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は14件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転について、ご説明いたします。

整理番号1番、11ページから12ページです。畑6筆、6,705㎡の売買です。価格は10aあたり〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり山口委員の掘起しです。

整理番号2番、12ページから13ページです。田3筆、3,482㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田2筆、3,687㎡の売買です。価格は総額〇〇

万円です。

整理番号4番、14ページから15ページです。畑8筆、5,237.39㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、16ページから17ページです。田8筆、6,635㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、18ページです。畑1筆、1,706㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり増田委員の掘起しです。

整理番号7番、18ページから19ページです。田6筆、4,072㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番は、取り下げです。

整理番号9番、田2筆、2,931㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載のとおり増田委員の掘起しです。

整理番号10番、畑3筆、12,162㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載のとおり稲田委員の掘起しです。

整理番号11番、田1筆、990㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号12番、畑2筆、5,152㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり、農地売買等事業です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

整理番号1番、23ページです。田1筆、1,612㎡の賃貸借です。

整理番号2番は、取り下げです。

整理番号3番、25ページから26ページです。田2筆、4,28

3の使用貸借です。

整理番号4番、田2筆、3, 595 m²の賃貸借です。

整理番号5番、27ページから28ページです。田6筆、1, 529 m²の賃貸借です。

整理番号6番から19番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、農地中間管理機構が借り受けて、利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号6番、田1筆、460の賃貸借です。

整理番号7番、29ページから32ページです。田12筆、7, 592 m²の使用貸借です。

整理番号8番、32ページから33ページです。田4筆、2, 793 m²の使用貸借です。

整理番号9番、33ページから37ページです。田14筆、9, 608 m²の使用貸借です。

整理番号10番、37ページから38ページです。田5筆、3, 511 m²の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、959 m²の賃貸借です。

整理番号12番、39ページから41ページになります。田10筆、6, 798 m²の使用貸借です。

整理番号13番、41ページから43ページになります。田5筆、3, 520 m²の使用貸借です。

整理番号14番、田1筆、573 m²の賃貸借です。

整理番号15番、43ページから45ページです。田7筆、4, 155 m²の使用貸借です。

整理番号16番、畑2筆、3, 5344 m²の賃貸借です。

整理番号17番、46ページから47ページになります。田6筆、5, 245 m²の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、3, 294㎡の賃貸借です。

整理番号19番、48ページから49ページです。田2筆、畑2筆、計4筆、3, 994㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり利用権設定等を受ける者が農用地の全てを、効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事する事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第40号の審議に入ります。

33ページ、利用権設定 整理番号9番の譲渡人は、吉田委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

尾山議長

それでは、ただ今から利用権設定、整理番号9番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定、整理番号9番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

尾山議長

それでは、利用権設定9番を除く、議案第40号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

杉元委員

議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 1 2 ページの所有権移転整理番号 2 番について、質問します。3, 4 3 2 m²で価格が〇〇円と安いと思いますが、水田の状況とはどうなっているのでしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 水田は、基盤整備はされていないのと、渡人が、農地の管理ができなくなり、低価格でもいいので譲りたいとの理由でこの価格になったとの事です。

尾山議長 他に、質疑はありませんか。
(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。利用権設定、整理番号 9 番を除く、議案第 4 0 号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第 4 0 号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩します。9 時 5 0 分に再開します。
(休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 4 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」と、議案第 4 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」と、議案第 4 3 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 5 0 ページ、議案第 4 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は、1 件です。申

請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

51ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田2筆、畑1筆、計3筆、2,275㎡を植林用地として申請するものです。工事期間は許可日から令和5年2月末日までとなっております。事業費についてはクヌギ苗木代300本、〇〇円を自己資金にて、植林については自己労力により対応されるということです。排水については地下浸透にて処理します。

続きまして、52ページ、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は1件です。53ページをお開きください。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、969㎡のうち140㎡を進入用道路として申請するものです。権利関係は通行地役権です。工事期間は許可日から令和5年1月31日までとなっております。事業費につきましては、進入用道路の造成費〇〇円を自己資金により対応されるということです。排水については地下浸透にて処理します。

続きまして、54ページ議案第43号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。55ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、田2筆、畑2筆、計4筆、2,811㎡です。申請理由ですが、802番1は原野、808番23、822番6、837番は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第41号から第43号については、11月29日に、第2小委員会で審議がされております。

すので、ここで第2小委員長から報告をお願いします。

栗下第2小委員長

議長。

議長

栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長

それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、11月29日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条申請1件、5条申請1件、非農地証明願い1件、でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第41号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は自己の所有する農地に植林をたく、今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇営農研修施設の北西側700mに位置します。申請地の状況は、周囲を山林に囲まれており、農地としての維持、管理は厳しいかと思われます。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第42号、整理番号1番につきましてご説明いたします。譲受人は令和3年に太陽光発電施設を建設したく5条申請を行い、既に許可された案件ですが、進入路の確保が出来ずに、今回申請するものであります。〇〇から北側に約150mのところに位置します。申請地の状況は、北側は個人の道路、南側は農地、東側は市道、西側は農地に接しています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第43号、非農地証明願いについてご説明いたします。整理番号1番、802番1につきましての現況は原野、808番23、822番6、837番の現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条1

件、農地法第5条1件、非農地証明願い1件、計3件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長
事務局
議長
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長。

事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第41号から第43号の計3件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長

ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

福迫委員
尾山議長
福迫委員

議長

福迫委員

51ページの農地法4条整理番号1番について、クヌギ300本の植林で転用になっていますが、非農地判断で審議をすべきではないのでしょうか。

事務局
尾山議長

議長

事務局

事務局

この農地の現況は、山間部にあるものの草刈等がされ、適正に管理されているため非農地として判断できませんので、農地法4条での転用となります。

尾山議長

他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第41号から議案第43号に対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第41号から議案第43号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第41号と議案第42号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第43号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時20分